|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| スライド 1  ★校内研実施事務職員の皆様へ★  校内研開始前に、青い冊子『公務災害・通勤災害（事務処理の手引）』をご準備ください。  昨年度事務校内研では、所要時間４０分前後です。ご参考までに＾＾  実施中にたくさん質問が出てくるかと思いますので、「質問は説明後でも受け付けます」と伝え最後に質疑応答をしても良いかもしれません。時間がかかりすぎて、最後まで説明出来ない可能性が･･･。  では、頑張ってください＼(^o^)／ Do your best！！！ |  | ●公務災害・通勤災害について説明をします。  地方公務員は、仕事中にケガをした場合や仕事が原因で病気になった場合は、地方公務員災害補償法により公務災害として取り扱われます。しかし、勤務時間中に発生した災害が、すべて公務災害として認められるものではありません。 |
| スライド 2 |  | ●　地方公務員法では、公務災害補償として「第四十五条　職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となり、又は船員である職員が公務に因り行方不明となつた場合においてその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害は、補償されなければならない。」とあります。  したがって、私達が公務時および通勤時に負傷等した場合の損害については、地方公務員法で定められているように補償を受けることとなります。 |
| スライド 3 |  | ●　次に、地方公務員災害補償法を見てみましょう。第１条には、  「この法律は、地方公務員等の公務上の災害の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わつて補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」と災害補償法の目的が書かれています。公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、身体的損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものです。 |
| スライド 4 |  | ●では、公務災害とは、どのようなことを言うのでしょうか。  ●仕事中にケガをした場合、仕事が原因で病気になった場合、さらに、障害又は死亡をした場合（これは、公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたものに限ります）が公務災害の対象となります。  ではここで、四万十町学校事務の手引きHPを見てみましょう。 公務災害の該当となると休暇を取得することとなりますので、学校事務の手引き→４服務 の ３休暇　４－３－２１ページをご覧ください。  ●では問題です。「公務遂行性」と「公務起因性」とはどういう意味でしょうか。  手引きHPで探してみてください。  ●①任命権者の支配下での公務であること  ●②公務とその災害との間に相当因果関係があること  ●の２つを満たす必要があります。  ●では、どのようなものが公務災害に該当するのか、事例を見ていきましょう。 |
| スライド 5 |  | 事例１  ●この事例は、「職員が、定期健康診断の胸部レントゲン撮影において、深呼吸をして息を止めた際にめまいを起こし、後方に転倒して負傷した」というものです。このケースでは・・・ |
| スライド 6 |  | ●公務上の災害となります。  ●任命権者が職員の健康の保持・増進のため地方公務員法第４２条の規定に基づいて実施する健康診断については、公務遂行性が認められ、原則として健康診断中と健康診断の会場への往復途上の災害についても公務上の災害と認められます。 　任命権者が実施した定期健康診断中にめまいにより転倒したものでありますが、レントゲン撮影時に息を止めた際に、めまいを起こすことは十分考えられることで、転倒による負傷は定期健康診断に内在する危険が具体化したものと認められることから、本件災害は職務遂行中に発生したものと認められ、公務上の災害と認められます。 |
| スライド 7 |  | 事例２  ●こちらの事例は、人間ドックについてです。職員は、人間ドックを病院で受診していたところ、検査受診のため病院内を移動中、転倒し負傷したというものです。このケースでは・・・ |
| スライド 8 |  | ●健康診断中の負傷とは認められないため公務外の災害と認定されます。人間ドックは、  ●「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」と地方公務員法第４２条の規定により計画されたものとして特別休暇の対象とされています。しかし、 |
| スライド 9 |  | ●人間ﾄﾞｯｸの様に、任命権者が企画・立案した物であっても、  ●その受診は職員の意思に委ねられているため、  ●任命権者の支配管理下において行われた健康診断とは認められず、公務遂行性が認められません。  ●したがって、受診中の災害及び受診会場との往復の間の災害のいずれも公務上の災害とは認められません。 ●まとめますと、人間ドックを受診した者は定期健康診断の受診を免除されていますが、人間ドック受診は職員の意思に委ねられていること、また、受診には、一部自己負担が必要であることから判断すると、公務災害の対象とはなりません。よって、人間ドック中に転倒して負傷した本件については、公務外の災害と認定されます。 |
| スライド 10 |  | ●続いては、任意団体である体育連盟の役員として業務を行い負傷した事例　です。  【ケース】  　職員は、中学校体育大会地区サッカ－大会において審判を行っている最中に左大腿部を負傷したもの。 　［参考］として、  　・本人は職務命令により引率業務のため大会に参加していましたが、市中学校体育連盟サッカ－専門委員と位置付けられており、委員の業務として大会の審判を行っていました。なお、市教委は経費負担をしておらず、本大会の企画・運営は中体連地区事務局が行っています。このケースは・・・ |
| スライド 11 |  | ●　公務災害にはなりません。  ●一般的に、教職員がクラブ活動の指導を行うことは職務の一環として公務遂行性が認められます。また、中体連主催の大会へ参加のためクラブ顧問として生徒を引率する業務については、職務命令に基づき生徒に対する管理監督を行うこととされていることから、通常の職務に含まれるので、公務遂行性が認められます。 ●今回の事例は、本人が審判業務を行っていた際に発生したもので、審判業務は、中体連サッカ－専門委員として行ったものです。よって、生徒の引率業務には含まれず、原則として、中体連等任意団体から委嘱されている場合の役員の業務は公務とは認められないことから、審判業務について公務遂行性は認められません。 　なお、任命権者である市教委、中体連及び校長会の共催とされているが、大会は中体連地区事務局が企画・運営を行っており、また、大会に係る市教委の経費負担もないことからも、市教委の実質的な関与は認められず、中体連サッカ－専門委員として行った審判業務を公務として取り扱うべき事情は認められません。 |
| スライド 12 |  | 事例４  ●　昼休みに、食事をとるため自家用車で自宅に帰る途中、交通事故に遭った事例です。  【ケース】  　　職員は、お弁当を持参していないため、自宅へ帰る途中、交差点で対向車と衝突し、負傷しました。  　　被災職員は合理的経路を通っており、逸脱・中断はなかったのですが、このケースは・・・ |
| スライド 13 |  | 【スライド１３】  ●通勤災害と認められます。  ●通勤災害は、「通勤遂行性」と「通勤起因性」により、通勤災害に該当するかを判断します。では通勤とはどのようなことを言うのか、手引きHPで調べてみてください。  　分かった方は挙手をお願いします。（指名する）  ●通勤災害の「通勤」とは、「職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を合理的な経路及び方法により往復」することを言うため、  ●今回の事例のように、その往復経路を逸脱及び中断した場合は、  ●逸脱又は中断の間及びその後の往復中の災害は、通勤災害とはなりません。 |
| スライド 14 |  | ●分かりやすく図で見てみましょう。学校から自宅までの往復区間を考えます。  ●合理的経路及び方法による場合、  ●往復ともに通勤災害に該当します。  ●一方、その往復区間の経路を逸脱及び中断した場合においては、  ●図のように逸脱又は中断の間の災害は通勤災害とはなりませんが、逸脱・中断の後、本来の通勤経路に戻ってからの災害は対象となります。ただし、この逸脱および中断については、  ●日用品の購入など日常生活上必要な行為の場合に限られます。  ●テレビや自動車、装飾品などの日用品の購入等以外の場合には、通勤災害ではなくなり  ●動いている赤丸の部分の通勤経路へ戻り移動する場合であっても非該当の区間となり、先程とは異なりますので、ご注意ください。 |
| スライド 15 |  | ●この日常生活上必要な行為とは、青い冊子『公務災害・通勤災害（事務処理の手引）』  ●ｐ３２（３）日常生活上必要な行為に載っていますので、ご覧ください。  ●お酒を含めた食料品や文房具の購入、これに準ずる行為とは、通勤途中で食事をする行為やテレビ、冷蔵庫等の修理を依頼に行く行為などです。  ●また、タバコ・雑誌等の購入やテレビ等の耐久消費財の購入は該当しませんので、ご注意ください。 |
| スライド 16 |  | ●では先程の問題の解説に戻ります。  ●昼休み時間中の勤務公署と自宅である住居との往復行為であり、食堂との往復行為でないので、職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為とは認められず、公務遂行性は認められません。  ●しかし、被災職員は食事行為のため午前中の勤務終了後に勤務公署から自宅に向かっているものであり、次の勤務時間まで相当な間隔がある場合、住居と勤務場所との往復行為は通勤災害の対象であると考えられます。  ●また、通勤は１日に１回しか存在しないわけではなく、  ●午前中の勤務を終えて、食事のため昼休みに帰宅して再び出勤する通勤行為についても、「勤務のため」と認められるため、通勤による災害に該当するものと認められます。 |
| スライド 17 |  | 事例５  ●同じく、勤務時間外についての事例ですが、勤務時間の１時間前に、庁舎内で転倒したことにより負傷した事例です。職員は、勤務開始時刻の１時間前に勤務公署に到着し、執務室に向かって歩行中に足が滑り転倒して負傷したものですが、こちらは・・・ |
| スライド 18 |  | ●公務災害に該当します。  ●勤務開始時刻の１時間前に勤務公署に到着することは、社会通念上著しく早く勤務場所に到着したものとは認められず、職員は、執務室に向かうために敷地内を歩行しているものであることから、  ●勤務時間の始めにおいて職務の遂行に必要な準備行為と認められ、公務起因性の要件も充足しているので、公務上の災害と認められるというものです。  勤務終了後（部活動終了等）についても、１時間くらいが妥当ではないかと思われますが、勤務時間外に勤務をしている理由を学校長が把握しているかどうか、また社会通念上、遅くまで仕事をしなくてはいけない状況であったかなど詳しく説明を求められると思いますので、公務災害の該当となるかはケースバイケースであると考えられます。 |
| スライド 19 |  | 事例６  ●事例６は、職員が、プール機械室内の濾過器に塩素を注入するため、２０リットル入りのポリタンク１缶（約２１ｋｇ）を持ち上げて注入した後、２缶目を持ち上げようとしたところ、左腰に強い痛みを感じ、医療機関を受診すると、「腰椎捻挫」と診断され療養を行ったものです。このケースは・・・ |
| スライド 20 |  | ●公務災害の対象とはなりません。  ●塩素が入った２０リットル入りポリタンクを持ち上げようとしたことから「腰椎捻挫」を発症したとされていますが、「腰椎捻挫」が筋肉・筋膜・関節包等の腰部軟部組織の損傷による腰痛として、「公務上の負傷に起因する疾病」と認められるか否かについて検討することになります。  ●この事例では、ポリタンクの重量は約２１ｋｇであり、著しく重いものを持ったとは認められません。また、本人は自ら意図したとおり動作を行っていたもので、ポリタンクを落としそうになり不意に不自然な姿勢を取らざるを得なかった等の特別な事情も認められないことから、  ●ポリタンクを運ぶ際の通常の動作であって、本人の腰部に過度の負担がかかるような無理な体勢であったとは認められませんでした。 |
| スライド 21 |  | ●今回の事例のような腰痛については、青い冊子「公務災害・通勤災害　事務処理の手引」  ●p22「腰痛の認定について」に詳細が書かれています。  ●腰痛については、仕事や日常生活を問わず、また腰痛に作用した力の強さを問わず発生するため、公務起因性を判断するために基準が設けられています。  ●また、認定請求に当たり、既往歴があるかということが重要となりますので、今回のような事例では「既往歴報告書」の提出が必要となります。 |
| スライド 22 |  | 事例７  ●　道路工事のために、迂回路を通って通勤していたところ、事故に遭った事例です。  普段は通勤届の経路を通って通勤しているが、道路工事のために、迂回路を通って通勤していたところ、事故に遭いました。このケースでは・・・ |
| スライド 23 |  | ●通勤災害の対象となります。一般的に、自動車、バイク、自転車、徒歩などにより通勤する経路は1通りとは限らず、複数の経路が考えられます。道路工事に限らず、迂回路が社会通念上、時間的または距離的に合理的である場合には、通勤災害として認められます。  　他に、「職員寮に住んでいる独身職員が、金曜日に実家に帰り、月曜日に自家用車で実家から出勤していた途上、ガードレールに激突し、負傷した事例」では、通勤災害に該当します。  「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している家屋の他、通勤の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所等を言います。単身赴任者等が週末に自宅に帰り、月曜日に自宅から出勤するというように、勤務場所と家族の住む自宅との間を往復する場合、住居を２か所に置かなければならない合理的な理由があり、かつ、当該往復行為に反復・継続性が認められれば、当該自宅は「住居」とみなされるため、該当になるということです。  　他に、「退勤途上、自宅と反対方向にある図書館及びビデオ店に寄った後、通常の通勤経路に戻り帰宅中に、交通事故により負傷した」場合は、通勤災害非該当となります。職員が移動の経路を逸脱し、又は中断した場合においては、逸脱又は中断の間及びその後の移動は、勤務のための通勤とは認められないものです。 　ただし、逸脱又は中断が、「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるもの」に該当する行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤による災害とされます。 |
| スライド 24 |  | 事例８  ●　事例８は、「教諭が、授業参観の終了後、学校とＰＴＡとの親睦を図ることを目的として、児童、保護者、教職員が参加し実施された『親睦球技大会』に参加し、負傷した」というものです。  　親睦球技大会の運営は、ＰＴＡが行い、施設や用具等はすべて学校のものを使用し、教職員は学校長からの任意の協力要請があり、被災職員はこれに応じて参加しました。この大会は、授業参観とともに学校行事として位置づけられています。 |
| スライド 25 |  | ●こちらは、公務災害の対象外です。  ●この大会は、授業参観の終了後、学校とＰＴＡとの親睦を図ることを目的として実施され、授業参観とともに学校行事として位置づけられていることから、本件大会は学校とＰＴＡの共催により行われたものであると考えられます。教職員の参加に当たっては、学校長からの任意の協力要請に応じた職員が参加したものであり、大会の目的などからみて、本件大会は授業参観の一環として行われたものとは解されず、学校行事としての趣旨・目的に一連性は認められません。また、地方公務員法第４２条に基づき任命権者が企画、立案したレクリエーションではなく、公務遂行性は認められないため、公務上の災害にはなりません。 |
| スライド 26 |  | 事例９  ●治ゆ報告を提出した傷病について再び療養が必要になりました。再発の認定を受けることはできますか。 というものです。  【再発の認定】については、  １　当初認定された傷病がいったん治った後に、自然的経過により症状が悪化した場合、又は  ２　傷病について、もはや医療効果が期待できないために治ゆと認定した後に、医学の進歩等により医療効果が期待されるようになった場合に認められます。こちらのケースでは・・・ |
| スライド 27 |  | ●再発の認定を受けることができます。再発の場合には、公務（通勤）災害認定請求書により、再発の認定請求をする必要があります。  ●傷病治ゆ後に、再び別の公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合は、新たな傷病として認定をすることになりますので、  ●認定請求を行うようにしましょう。 |
| スライド 28 |  | ●続いて参考としまして、  公務中に被災した場合、必ず公務災害の手続をしなければなりませんか。 というものですが、  ●新たな傷病として認定をすることになりますので、認定請求を行うようにしましょう。  地方公務員の災害補償制度は、「請求主義」をとっており、被災職員からの請求に基づいて、基金が必要な補償を行います。軽微な災害で手続をとらずに後日、傷病が明らかとなっても、公務遂行性の立証が困難となったり、加害者から補償を受けられる場合であっても、消滅時効や後遺障害の状況により、基金からしか補償を受けられなくなる可能性もあります。 　また、公務災害と私傷病の場合で、任命権者における服務上の取扱いが異なる場合もありますので、公務災害の認定手続を行わない場合であっても、  ●まずは所属に災害の状況や内容を報告するとともに、手続の有無については、所属と十分に相談された上で決定されることをお勧めします。 |
| スライド 29 |  | ●では、公務災害の認定手続きは、どのような流れで行うのでしょうか。  ●公務災害補償の認定は、被災職員からの請求主義をとっているため、所属及び任命権者を経由して、「地方公務員災害補償基金 高知支部」に請求することとなります。  ●まず、公務災害および通勤災害が発生した場合、所属長に災害発生の連絡を速やかに行います。  ●次に、医療機関を受診します。この際、公務災害手続きを行うことを伝えて受診してください。この際、共済組合の組合員証は使用しないでください。  ●続いて、認定請求書、診断書等必要な書類を所属長に提出します。  ●●その後、災害補償基金支部にて認定基準に基づき審査後、公務上・外、通勤災害該当・非該当の認定を任命権者を経由し通知します。  ●そして、療養費の支払いです。医療機関に公務（通勤）災害の認定になったことを告げ、療養補償費の受領委任を行います。治療費は支部から直接医療機関に支払われます。  ●続いて治ゆ報告書の提出です。これは、傷病が完治した場合だけでなく、症状固定の場合も提出をしてください。  ●最後に、公務災害等認定手続きに係る様式をご紹介いたします。 |
| スライド 30 |  | ●請求書の様式はこちらです。  ●表面には、請求者の住所氏名や災害発生の日時、災害の発生場所、傷病名や傷病の部位及びその程度を詳しく記入することとなります。 ●裏面には、所属長の証明欄がありますので、記入後は所属長に証明をもらい、その他診断書等の必要な書類を添付して「地方公務員災害補償基金 高知県支部長」へ郵送します。 |
| スライド 31 |  | ●最後になりますが、  事例はあくまで参考ですので、実際の事例は複雑であり、さまざまな状況を元に判断する必要があります。同じような事例でも、本日の説明と全く同じになるとは限りませんのでご注意ください。  ●職員が被災した場合は、該当者本人が判断せずに、担当者に相談してもらうことが重要ですので、各校の事務担当者にご相談ください♪  　では最後に、再発防止策について必要なことを手引きHPで調べてみましょう！！（指名して答えてもらう）  　被災職員だけでなく、学校として災害が起きないようにすることが大切です。また、学校長から県教育委員会へ再発防止についての文書を提出しなければなりません。学校の安全点検を行うことも大切ですね。 |
| スライド 32 |  | ●以上で公務災害についての説明を終わります。  　今後の参考とさせていただきたいので、ぜひアンケート用紙のご協力をよろしくお願い致します。  ご清聴ありがとうございました（\*^\_^\*）v |